

稲沢市汚泥再生処理センター（仮称）管理運営仕様書

1 趣旨

稲沢市汚泥再生処理センター（仮称）指定管理者候補者募集要項に基づき、稲沢市汚泥再生処理センター（仮称）において指定管理者が行う業務の内容、履行方法等について、必要な仕様を定める。

2 稲沢市汚泥再生処理センター（仮称）の管理運営に関する基本事項

(1) 法令等の遵守

当施設の管理業務の遂行にあたっては、以下の関係法令等を遵守しなければならない。

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

イ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他労働関係法令

ウ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）その他施設若しくは設備の維持管理又は保守点検に関する法令

エ 稲沢市平和浄化センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年稲沢市条例第 75 号。以下「管理条例」という。※令和 7 年度中に条例名称変更予定

稲沢市平和浄化センター管理規則（平成 17 年稲沢市規則第 83 号。以下「管理規則」という。※令和 7 年度中に規則名称変更予定

その他稲沢市汚泥再生処理センター（仮称）の管理運営に関して稲沢市（以下「市」という。）が定めるもの

オ 稲沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年稲沢市条例第 24 号）、稲沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年稲沢市規則第 31 号。）

カ その他稲沢市汚泥再生処理センター（仮称）で管理運営する業務に関連する全ての法令

(2) 体制の確保

① 当施設の管理運営にかかる業務を適切に実施するため、施設に常駐し業務全体を総合的に把握し調整する総括責任者（及び代行権限を有する者）1 名を定め、業務の開始前に市に報告するものとする。既に報告した者を変更する場合も同様とする。

② 本仕様書に掲げる業務に支障のないように要員を配置し、管理運営にあたるものとする。なお、配置要員についての名簿を市に提出するものとする。

③ 施設の管理に当たっては、し尿処理施設技術者、特別管理産業廃棄物管理責任者等の資格を持つ職員を配置するものとし、その資格を証する書類の写しを市に提出するものとする。

④ 業務に従事する職員の育成及び運営に必要な研修計画を作成し実施するものとする。

る。

(3) その他一般事項

- ア 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこと。
- イ 利用者の意見を運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- ウ 予算の執行にあたっては、事業計画書に基づき、適性かつ最大限に施設の効用を発揮すること。
- エ 効率的な施設管理及び運営を行い、経費の削減を図ること。
- オ 近隣の住民や組織、事業者と良好な関係を維持すること。
- カ ごみの削減、省エネルギー、CO₂削減など、環境に配慮した運営を行うこと。
- キ 職員の生活を考慮した最低限の賃金を保証するとともに、常に良好な労働環境を構築するよう努めること。
- ク その他施設の管理運営に関して市の指示に従うこと。

3 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

指定管理者は善良なる管理者の注意をもって当施設の管理運営を行わなければならない。なお、当施設の管理運営にあたり、市は必要な指示をすることができる。

(1) し尿等の処理に関する業務

- ア 別表 1 に定める水質、臭気、騒音、振動及び溶出の稲沢市汚泥再生処理センター（仮称）自主規制値及び公害規制値を遵守し、二次公害を発生しないよう適正な運転管理を行うものとする。
- イ 投入受付時間、休業日
管理条例第 3 条及び第 4 条の規定に従うものとする。
ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長と協議の上、投入受付時間を変更し、又は臨時に休業することができるものとする。
なお、条例で規定する投入受付時間及び休業日は次のとおりである。

投入受付日	投入受付時間	備考
月曜日から 金曜日まで	午前 8 時 30 分から正午まで 及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	

休業日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、並びに 1 月 2 日から 3 日まで及び 12 月 29 日から 31 日まで

(2) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務

ア 施設等の保守管理業務

① 建築物の保守管理

建築物について、常時美観を維持するよう努めるものとする。

② 施設及び付属設備の保守管理

施設及び付属設備を良好な状態で維持し、事故を未然に防止するため、日常点検、法定点検及び定期点検を行うものとする。

③ 施設等の保守管理業務の種類及び内容は、「施設管理業務一覧」(P11)のとおりとする。

イ 環境維持管理業務

① 施設的环境を保つため、清掃業務その他の必要な環境保全業務を適切に行うものとする。

② 施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るため、保安管理を適切に行うものとする。

③ 環境維持管理業務の種類及び内容は、別添「環境維持管理業務一覧」(P12)のとおりとする。

ウ 施設、設備等の修繕

① 施設を良好な状態で維持し、事故を未然に防止するため、また、利用者が常に安全に施設を使用できるよう、建築物・設備に破損や不具合が生じた場合は、市に報告するとともに、速やかに修繕・補修を行うものとする。

② 施設、設備及び備品の修繕は、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担において行うものとする。

なお、1件あたり20万円を超える修繕を必要とする場合は、市との協議事項とする。

(3) 備品等の管理に関する業務

ア 備品等の取扱い

① 市は、施設の管理運営に要する主な備品・物品（以下「備品等」という。）を無償で貸与するものとする。

② 市が無償で貸与する備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品等と同等の機能及び価値を有するものの見積額が1個あたり20万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、市の負担と責任において購入又は調達するものとし、1個あたり20万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が指定管理料の範囲内において購入又は調達するものとする。

③ 指定管理者が指定管理料にて備品等（Ⅰ種）を購入又は調達したときは、速やかに市に報告しなければならない。なお、この場合の所有権は、市に帰属するものとする。

④ 指定管理者の故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該備品と同

等の機能及び価値を有するものを購入若しくは調達しなければならない。

- ⑤ 指定管理者は、上記の備品等（Ⅰ種）のほか、自己の費用により備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を購入又は調達し、管理業務実施のために供することができるものとする。なお、備品等（Ⅱ種）については、市の備品等（Ⅰ種）とは別に管理するものとする。

- ⑥ 指定期間の満了に伴う取扱いについて、備品等（Ⅰ種）は、市又は市が指定する者に対して引き継ぐものとし、備品等（Ⅱ種）は、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。

ただし、市と指定管理者との協議において両者が合意した場合は、市又は市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

イ 備品等の維持管理

備品等については、稲沢市物品管理規則（昭和 56 年稲沢市規則第 41 号）ほか関係規定の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。

また、同規則に定められた帳簿類を備えて、その保管に係る備品等を整理するとともに、施設の運営に支障を来たさないように管理を行うものとする。

なお、備品等に破損・不具合等が発生した場合は、修繕が可能なものについては速やかに修繕し、修繕が不能な場合は、市に報告するとともに利用に支障が無いよう速やかに措置するものとする。

ウ 消耗品の管理

施設の運営に支障を来たさないよう必要な消耗品の管理を行うものとする。

また、減耗・消耗したものに関しては、随時購入し補充を行うものとする。

エ コピー機の設置及び管理

コピー機については、指定管理者において賃貸借契約の上、設置するものとする。

この場合における費用負担は、指定管理料の範囲内において行うものとする。

オ コンピューター機器

コンピューター機器については、市と指定管理者が協議の上、市が必要台数を貸与する。

- ① コンピューター機器の持込みや持ち出し使用は一切禁止とする。

- ② 業務に必要と認められる場合は、インターネット、電子メール及びファイルサーバーの使用を許可する。

- ③ トナーや印刷用紙等の消耗品については、指定管理料の中で指定管理者が購入又は調達するものとする。

カ 電話回線

当施設で現在使用している電話回線（1 回線）を継続するため、新たに設置する必要は無い。また、緊急事態発生時の対策として、緊急事態発生時に備えて受注者と非常通報装置とを N T T 電話回線を介して連結し、緊急出動により処理施設を正常な処置を施すものとする。

(4) 緊急時の対応に関する業務

- ア 施設利用者の安全を守り、かつ事故を未然に予防するため、稲沢市地域防災計画を遵守すること。
- イ 災害その他の事故等に迅速に対応できるよう対策マニュアルを作成し、指定管理業務に従事する者に周知指導するなど、緊急時の対応について十分な対策を講じること。
- ウ 災害時において当施設が避難場所・避難所として使用される場合は、指定管理者は市と協力して施設の管理運営を行うこと。
- エ 指定管理業務に従事する者に普通救命講習Ⅱを受講させること。

(5) 事業計画及び事業報告に関する業務

ア 事業計画の作成及び提出

指定管理者は、毎年市が指定する期日までに次年度の事業計画書を策定し、収支予算書と合わせて市に提出するものとする。

なお、事業計画書の策定にあたっては、市と調整を図るものとする。

イ 四半期総括書の作成及び提出

指定管理者は、3 か月に一度、施設の利用状況、管理運営業務の実施状況等（自己評価用のチェックシートを含む。）を記載した四半期総括書を作成し、市に提出するものとする。

ウ 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に施設の利用実績、管理経費の収支決算額等を記載した事業報告書を作成し、市に提出するものとする。

(6) 市及び関係機関の実施事業に対する協力業務

指定管理者は、市、その他関係機関が実施する業務に協力するものとする。

(7) その他施設の運営に関して市長が必要と認める業務

ア 管理規則に規定する各種様式の作成

イ 有資格者の配置

- ・し尿処理施設技術管理者
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者
- ・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業責任者
（特定化学物質等作業主任者）
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第2種酸素欠乏作業主任者）
- ・ガス溶接技能講習修了者
- ・アーク溶接業務特別教育修了者
- ・研削といしの取替え業務特別教育修了者
- ・クレーン運転業務特別教育修了者

- ・玉掛技能講習修了者
- ・その他発注者が指定する資格の修了者

上記に掲げる資格については、複合資格者を認める。

- ウ 自動販売機の設置業者との連絡等
- エ 職員に対する管理運営に必要な研修の実施
- オ 管理運営業務全般の総括
- カ 市との管理運営に関する定期的な打合せ

4 指定管理業務から除く範囲

当施設内のストックヤードは、主に処理困難物の施設として、市（担当：資源対策課）が直営で管理運営し原則として指定管理業務を行う必要はないものとする。

ただし、当施設全体の管理者として社会通念上、当然に求められる程度の注意を払うこと。

5 経理事務

(1) 経理規程等の作成

指定管理者は、稲沢市契約規則（昭和 57 年稲沢市規則第 37 号）、稲沢市予算決算会計規則（昭和 45 年稲沢市規則第 18 号）等に準じた経理規程又はマニュアルを策定し、契約から支払いにおけるプロセスを明確にした経理事務を行うものとする。

(2) 経理執行

当施設の管理運営に係る経理事務は、団体本体の経理から明確に区分し、独立した会計帳簿類を整備することで、当施設の収支状況が明らかになるように執行するものとする。

(3) 管理口座

当施設の指定管理業務専用の口座を開設し、この口座で指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するものとする。

(4) 実地調査

市は必要に応じて、当施設の管理運営に係る経理の状況について調査を行うことができる。

6 現状回復

指定管理者は、指定期間満了時又は、指定が取り消されたときは施設を現状に回復して引き渡さなければならない。

7 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により、管理する施設又は設備を汚損、損傷又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

指定管理者は、管理運営上の瑕疵に原因があつて事故が発生した場合に対応するため損害賠償保険に加入すること。

ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市はその全部又は一部を免除することができる。

8 施設の管理運営上のリスク対応

指定管理者は、施設の管理運営上の瑕疵による事故が発生した場合に対応するため、リスクに応じた保険等に参加するものとする。

ただし、建物、工作物等の損害に係る建物保険は、市において加入する。

9 個人情報の取扱い

指定管理者は、その保有する個人情報について、稲沢市個人情報保護条例（平成 15 年稲沢市条例第 31 号）に準拠した規定を設けるとともに、稲沢市指定管理者条例（平成 16 年稲沢市条例第 24 号）第 11 条の規定により適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

10 情報公開請求への対応

指定管理者は、稲沢市行政情報公開条例（昭和 58 年稲沢市条例第 16 号）の規定に準じて、指定管理者が保有する文書であって自己が管理を行う施設に関するものについて、公開に努めるものとする。

11 文書の保存管理

指定管理者は、管理業務の履行にあたり作成又は取得した文書等について、指定期間の経過に拘らず、適正に管理し、5 年間保存するものとする。

12 その他

(1) 業務の再委託

業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは不可とする。

ただし、業務の一部については、事前に市に書面で申請し、承諾を得たときは第三者に委託することができるものとする。

なお、業務の一部を再委託した場合において、その業務が適切に実施されない場合の責任は、指定管理者が負うものとする。

(2) 自動販売機の設置

自動販売機の設置に関する許可事務は、市で行うものとする。

なお、現在設置が認められている自動販売機は、引き続き設置するものとする。

(3) 指定管理業務の内容等に疑義が生じた場合の措置

この仕様書に定めるもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

13 資料

(1) 施設管理業務一覧 (P11)

(2) 環境維持管理業務一覧 (P12)

別表 1

(1) 水質

	規制値
温度	45℃未満
PH	5 を超え～9 未満
BOD	1ℓにつき 5 日間に 600m g /ℓ未満
難分解性COD	25m g /ℓ 未満
SS	600m g /ℓ未満
全窒素	240m g /ℓ 未満
全リン	32m g /ℓ 未満
ノルマルヘキサン 抽出物質	鉱油類 5m g /ℓ 以下 動植物油脂類 30m g /ℓ 以下
沃素消費量	220m g /ℓ 未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380m g /ℓ 未満

(2) 臭気（規制基準値（第1種地域 1号基準）12）

(3) 騒音、振動

(ア)騒音（その他の地域）

項 目	規制値
朝(6時～8時)	55dB (A) 以下
昼間(8時～19時)	60dB (A) 以下
夕(19時～22時)	55dB (A) 以下
夜間(22時～6時)	50dB (A) 以下

(イ)振動（その他の地域）

項 目	規制値
朝(7時～20時)	65dB 以下
昼間(20時～7時)	60dB 以下

(4) 溶出

項 目	規制値
P H	5. 8～8. 6
カドミウム又はその化合物	0. 3 m g /ℓ以下
シアン化合物	1 m g /ℓ以下
有機燐化合物	1 m g /ℓ以下
鉛又はその化合物	0. 3 m g /ℓ以下
六価クロム化合物	1. 5 m g /ℓ以下
ひ素又はその化合物	0. 3 m g /ℓ以下
水銀又はその化合物	0. 0 0 5 m g /ℓ以下
アルキル水銀化合物	検出されず
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0. 0 0 3 m g /ℓ以下
トリクロロエチレン	0. 3 m g /ℓ以下
テトラクロロエチレン	0. 1 m g /ℓ以下
ジクロロメタン	0. 2 m g /ℓ以下
四塩化炭素	0. 0 2 m g /ℓ以下
1. 2-ジクロロエタン	0. 0 4 m g /ℓ以下
1. 1-ジクロロエチレン	0. 2 m g /ℓ以下
シス-1. 2-ジクロロエチレン	0. 4 m g /ℓ以下
1. 1. 1-トリクロロエタン	3 m g /ℓ以下
1. 1. 2-トリクロロエタン	0. 0 6 m g /ℓ以下
1. 3-ジクロロプロペン	0. 0 2 m g /ℓ以下
チウラム	0. 0 6 m g /ℓ以下
シマジン	0. 0 3 m g /ℓ以下
チオベンカルブ	0. 2 m g /ℓ以下
ベンゼン	0. 1 m g /ℓ以下
セレン又はその化合物	0. 3 m g /ℓ以下
ほう素	1 0 m g /ℓ以下
含水率	8 5 %以下
1, 4-ジオキサン	0. 5 m g /ℓ以下

別表 2

主な業務内容

直接人件費	労災保険等を含む
直接物件費	事務用品、補修用パイプ類、各種測定器部品、清掃用具、バルブ、 V ベルト、オイル、グリス類、電気関係消耗部品、機器関係消耗 部品、除砂、投入槽及び受槽沈砂搬出袋、投入依頼票、計量伝票、 その他消耗機材等 上水道 3 t ダンプ車 2 台分リース費用 3 t ダンプ車 2 台分 管理棟 活性炭 2, 0 4 4 K g 以上 内訳 ・添着炭（高：中濃度用） 6 5 7 kg 以上 （（例）アタコール G－4 4 6 M 相当） 1 回/ 1 年取替 ・無添着炭（低濃度用） 1, 3 8 7 kg 以上 （（例）アタコール G－4 4 6 H 相当） 1 回/ 2 年取替 軽微な修繕（1 件 2 0 万円以下） 計量器検査料
消耗品費	
光熱水費	
車両費	
燃料費	
（軽油）	
（ガス）	
薬剤費	
修繕料	
業務管理費	
役務費	通信運搬費、消火器点検費、施設警備費
被服費	作業用衣服
諸雑費	

※光熱水費の中の電気料金及び水処理のための工業薬品に関しては、市の支払とし、指定管理の管理から外すものとする。また、修繕料において、1 件あたり 2 0 万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の軽微修繕は、指定管理の範囲とし、施設の大規模修繕は、市の範囲とする。